

第16回接続委員会 議事概要

日時 平成23年3月16日(水)10:00～
場所 総務省第一特別会議室(8F)
参加者 接続委員会 東海主査、酒井主査代理、関口委員、
藤原委員、森川委員
事務局 原口電気通信事業部長、
(総務省) 古市事業政策課長、
二宮料金サービス課長、
吉田料金サービス課企画官、
安東料金サービス課課長補佐

【議事要旨】

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(平成23年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定)について

- 総務省から資料説明が行われた後、分岐単位接続料等に関する検討が行われた。

【主な発言等】

東海主査：本日は乖離額調整、需要及び費用の見積もり、また前回と同様に分岐単位接続料について検討をしていきたい。

[乖離額調整と需要及び費用の見積もりについて]

東海主査：接続委員会においては、資料1のP11における3つの接続料算定方式について、各々の役割を接続料算定の原則と認識した上で検討してきたところである。LRIC方式については、効率的、経済的な仮想モデルを用いているため、実績原価が算定されるわけではないが、乖離額調整を認めているものではない。ただし想定される実績原価とLRICが相互参照されることによって、実績原価に対するチェック機能としての役割を果たしている。またヒストリカル方式については、市場が安定しているという前提ならば、需要とコストは概ね大きなずれは生じないと考えられるため、乖離額調整が付いているのは適当と考える。そして将来原価方式については、乖離額調整を採用しないという前提を置いているため制度として恒久的に認めることはできないが、算定期間に係る特別な環境変化等を勘案して、特例的に乖離額調整を認めることまでを否定するものではない。

関口委員：3つの算定方式のうち、LRIC方式と将来原価方式に乖離額調整を付さないという原則は踏襲してもよいと考えている。しかし現行の加入光ファイバ接続料に特例的に乖離額調整が認められているのは政策的要請を踏まえているためであることから、今回の申請においても政策的要請の有無によって、制度としてではなく、あくまで特例として乖離額調整を認めるかどうかの判断がなされることはありうるのではないかと理解しているが、事務局の考え如何。

事務局：加入光ファイバ接続料の算定については、今回の申請に先立ち、「光の道」構想実現に向けて「取りまとめ」、「光の道」構想に関する基本方針」が公表されているところ、アクセス網のオープン化を進め、接続料の低廉化を図り、今後のFTTH市場の活性化を図ることが極めて重要との認識が示されているところである。

関口委員：現行接続料は政策的要請が重いと見て特例的に乖離額調整を認めた訳であり、恒常的な制度として認めてしまうと政策的要請がなくなった後も、乖離額調整を認める事態が起り得ることになってしまうため、制度化は望ましくない。今回の申請においても「光の道」構想を含めた政策的要請があるならば、特例的に乖離額調整を適用することはあり得ると考える。ただし予測を必要とする算定期間が3年の加入光ファイバ接続料と、1年のNGN接続料のどちらに対しても乖離額調整を認めるべきではなく、NGN接続料については1年のみの予測であるという点を加味し、NTT東西側の責任を重く見て特例は認めるべきでない。

東海主査：将来原価方式の在り方は、NGN接続料のように乖離額調整を付けないことが原則である。

藤原委員：資料1のP9における、現行の加入光ファイバ接続料に乖離額調整が特例的に認められることになった3つの理由は、今回の申請案と共通する部分が多いと認識しているため、あくまで特例として今回も乖離額調整を付けることはおかしくないと考えている。また調整を認める前提に立つ場合に挙げられる問題点のうち、接続事業者における予見可能性の低下については説明が難しい感もあるが、思惑以上に需要が拡大すると接続料単価が下がるため、一概に調整を行うことが接続事業者にとって不利になるとは限らないのではないかと。またもう一つの問題点であるコスト削減インセンティブの低下については、NTTの提出した乖離額を接続事業者が呑まないケースを想定し、乖離額についてある程度の検証が可能となる仕組みを導入することも検討しても良いのではないかと。例えば、一定のバンドを設定し、それを超えて単価が増えた場合に限って調整を認めるという工夫を採ることも不可能ではないのではないかと。

酒井主査代理：3つの接続料算定方式については実際のコストと需要が分からな

いため、需要が低下しているものについてはLRIC方式を用いて通信量を予測しており、需要が安定しているものについては実績原価方式において前々年度の費用を用いており、需要が拡大期にあるものについては将来原価方式を用いて予測しているという前提に基づいている。加入光ファイバについては将来原価方式を適用し、政策的要請により需要を伸ばし、接続料を引き下げている以上、乖離額調整を入れないと予測される需要は伸ばしづらくなるのではないか。

東海主査：現在申請中の接続料は現行接続料と違い、3年の算定期間に係る各年度において料金の低廉化が行われるよう工夫されているところであるため、このことについては評価されてもよいと考える。ただし今回は算定期間を3年としているが、算定期間を1年とし乖離額調整をなしとすることについても否定するものではない。

事務局：接続料の算定期間については、接続料規則第8条第2項により原則1年としているが、例外的に5年までの期間の範囲とすることができ、申請者であるNTT東西における選択を認めているところである。他方、これから需要が伸びることは明らかであるが、どのような伸び方をするかは定かでない場合においては、NGN接続料のように1年とすることもありえる。

関口委員：将来原価方式におけるコストと需要に係る予測は、NTT東西の自社判断に基づくものであるため、自己責任を貫徹するという意味において乖離額調整を導入することは望ましくない。しかし資料1のP12にあるように、現行接続料については、政策的要請により芯線数の積み増しを求められたため、その分については乖離額調整を認めているもの。

[分岐単位接続料について]

酒井主査代理：NTT東西とソフトバンクの主張はかなり食い違っているが、NTT東西のいうところは、上位のSIPサーバと下位の端末系伝送路が連携して制御を行っているため、上位の機能を下位に持ってこようとするとコストがかかってしまうということではないか。ソフトバンクの主張については、下位の端末系伝送路そのものに制御機能を付加するというもの。

森川委員：NTT東西の主張では、各事業者の提供するサービスは差別化すべきものとしているが、ソフトバンクの主張では、各事業者が同質的なサービスのみ提供することとなってもよいとしている。このように、目標とするところを異にしているため、両者の主張が大きく食い違っているのではないか。

東海主査：ソフトバンクが主張するNTT東西を含むOSU共用による分岐単位接続料を仮に年度内に設定したとして、その後の見通し如何。

事務局：仮にOSU共用の接続料メニューを作った場合、既存のシェアドアクセ

ス方式による一芯貸しメニューと併用するのか、一芯貸しをやめOSU共用メニューのみとするのかの2つのケースが想定される。後者の場合、新しく設備を構築するため、NTT東西の追加質問への回答にあるようなコストが掛かることになる。

酒井主査代理：ソフトバンクの主張するようにNTT東西にOSU共用を強制するとすると、サービス方針が全く違うため、共存しにくいのではないかと。

森川委員：OSU共用の議論は、単純にコストについてのみ議論するといった次元の話ではない。一分岐貸しを認めるということは、本質的にはインフラ事業者を一社体制にするような方向付けを行うといったことに近く、FTTHサービスが同質的となるため、おそらくNTT東西以外のインフラ事業者は淘汰され、結果的に独占一社体制になってしまう。今現在においてはNTT東西以外のインフラ事業者も設備投資を行っているところであるので、そういった事業者の投資インセンティブを阻害してはならない。他方、OSU共用によってFTTHサービスが普及するという主張自体は否定することはできない。

関口委員：OSU共用を導入すると、稼働芯線数の伸びは鈍化することが想定され、空き芯線部分の負担は設備設置事業者が一手に引き受けることになる。仮にNTTが空き芯線部分を全て負担するような接続料メニューを作ったとしても、借りる側の利便性は高まるが、NTT東西以外の電力系等の設備設置事業者は圧倒的に不利な立場に追いやられてしまう。借りる側の事業者のニーズが一本化されていない中、OSU共用について認めることは時期尚早ではないか。認めるにしても、コンソーシアム方式によるOSU共用と既存のシェアドアクセス方式による一芯貸しメニューを併用すればよいだけの話であり、NTT東西にOSU共用を義務付けるのは無理ではないかという気がする。

藤原委員：分岐単位接続料の設定は料金の低廉化には資することはあるにしても、サービスの多様化には逆行する。ソフトバンクの主張に基づき、4月から全国設置を開始したとしても、平成23年度内にシステム構築が完了するとは到底考えられないため、NTT東西に対しソフトバンクの主張に沿うように補正を命じることは賛成できない。またこの議論は、システム全体の在り方を考えた上でどのように構築していくかを検討すべきことで、単純に接続にのみ関する話ではないため接続委員会において議論をすべきなのか疑問である。

関口委員：資料1のP7において、ソフトバンクが回答しているOSU共用実施費用について、振り分け装置の購入台数を1.5万台から1.7万台としているが、この台数を1年間で本当に調達できるのか信じ難い。またこの試算には調達した振り分け装置を全国に展開するための輸送コスト及び設置コストが含まれていないが、この数字に一体どこまで信憑性があるのか。

事務局：1.5万台から1.7万台という数字は、合同公開ヒアリング時にNTT

東西から示された必要な設置数である。しかしその台数を一年間で調達できるかという問いに関しては事務局として確認できていない。またこの試算を単純に合計しても300億には達しないため、その他のコストについても含まれているのか詳細を確認する必要があると考えている。

藤原委員：分岐単位接続料を導入するにしても平成23年度から適用することは難しいため、需要をもう少し積み増して、一芯単位接続料自体を引き下げるというオプションもあり得るのではないか。

東海主査：そういった案についても事務局において検討することを否定するものではない。次回の接続委員会においては、これまでの議論を整理・収斂した上で報告書案をお示したい。

以上